

大津市指定給水装置工事事業者

◆各種届出等のご案内◆

【指定事項を変更したとき】

変更があった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（水道法施行規則様式第10）に、次の書類を添えてお客様設備課の窓口に届出をしてください。

変更事項		添付書類				備考
		定款の 写し	登記事項証明書 (登記簿謄本)	住民票	誓約書	
氏名又は名称	法人	○	○			登記事項証明書、住民票は発行日から3ヶ月以内の原本 定款は直近のもの
	個人			○		
住所	法人	○	○			
	個人			○		
代表者	法人	○	○		○	
事業所の名称 又は所在地	法人					支店の移転等登記事項証明書の変更を伴うもの
	個人					

※1 氏名又は名称の変更の場合は、「大津市指定給水装置工事事業者証」(指定証)を差し替えて交付しますので、現在交付されている指定証をお持ちください。
 ※2 個人が会社を設立する場合、個人から個人への相続は、指定事項の変更ではありません。この場合、「指定廃止」及び「新規指定」の手続きを行ってください。
 ※3 「有限」から「株式」への組織変更など同一法人とみなされる変更の場合は、指定事項(氏名又は名称)の変更の届出を行ってください。

【給水装置工事主任技術者の変更があったとき】

「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（水道法施行規則様式第3）を提出してください。なお、給水装置工事主任技術者を選任する場合は、給水装置工事主任技術者の免状のコピー（A4）を添付してください。

- ◆ 主任技術者を選任又は解任するとき・・・当該事由が発生した日から**14日以内**に届出
- ◆ 主任技術者が欠けたとき・・・・・・・・・・「指定の取消し」要件に該当しますので注意してください。

【給水装置工事事業者を廃止、休止、再開したとき】

「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」（水道法施行規則様式第11）を提出してください。なお、「廃止」の場合は「大津市指定給水装置工事事業者証」(指定証)を返納してください。

- ◆ 廃止、休止・・・廃止又は休止したときから**30日以内**に届出
- ◆ 再開・・・・・・・・再開した日から**10日以内**に届出

[問い合わせ先]

大津市企業局 お客様設備課（大津市役所 新館5階）
 電話：077-528-2605 FAX：077-521-8090